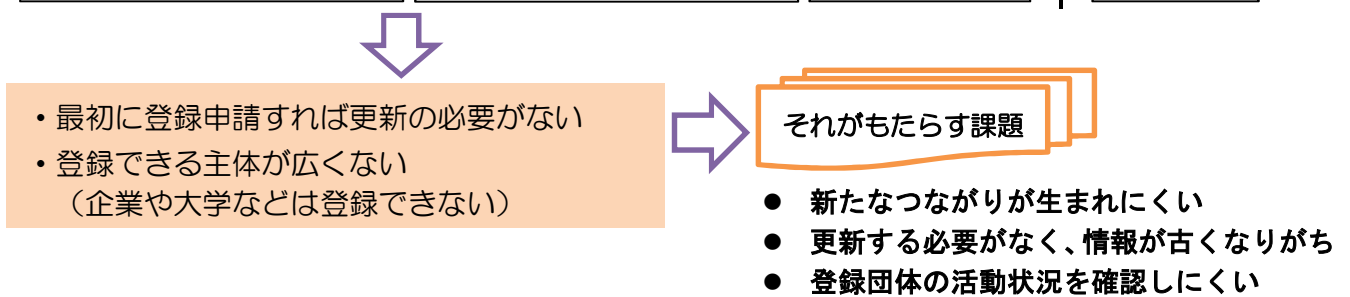


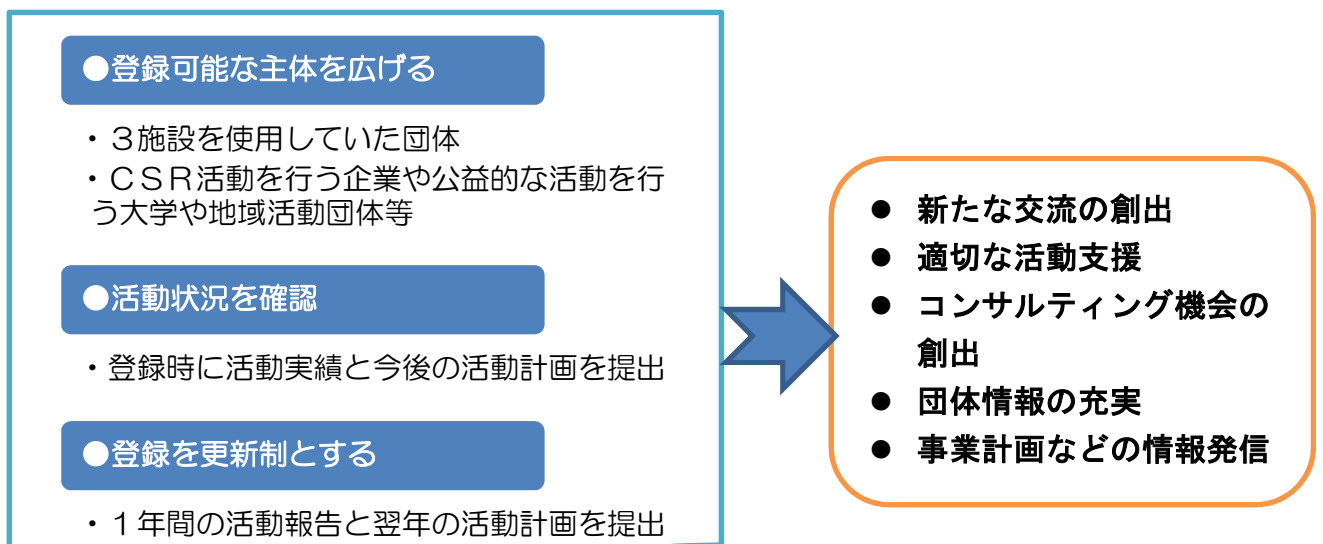
(仮称) 市民活動交流センターの利用方法について

1. 現 3 施設の登録制度について

市民活動サポートセンター	国際交流ラウンジ	女性プラザ	市民会館 中小会議室
<p>【要件】 市民活動を行っている団体またはこれから市民活動を行おうとする団体が登録可能</p> <p>【できること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期ロッカーの使用 ・会議スペースの先行予約 ・サポートセンター主催事業等への参加 など 	<p>【要件】 外国籍住民への支援活動、国際交流活動等を目的とする団体が登録可能</p> <p>【できること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議スペースの先行予約 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制度はない 	<p>—</p>



2. (仮称) 市民活動交流センターの登録制度 (案)



【できること】

- ・定期ロッカーの使用
- ・オープンスペースの予約
- ・センター主催事業等への参加 など

3. (仮称) 市民活動交流センターの各スペースの設置目的及び利用方法 (案)

名 称	オープンスペース	多目的コーナー	会議室
機 能	交流機能	集客機能	会議機能
設置目的	打ち合わせやイベントなどの様々な活動の場となるほか、多様な主体の交流の拠点とする。	展示やイベント等の開催により、これまで市民活動に興味のなかった方でも、気軽に立ち寄りたくなる魅力を持ち、つながりを生み出すきっかけの場とする。	市民会館の中小会議室機能を移転することから、これまでと同様に広く市民や企業等が様々な用途で使える場とする。
利 用 料	無料	—	有料 (物品販売等の営利目的時は加算)
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・登録団体は予約可能 ・未登録団体及び個人も利用可能 (予約不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター主催事業に登録団体が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも利用可能

(仮称) 市民活動交流センター レイアウト図

